生産性向上設備投資促進税制 証明書発行 要領

~産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備(A類型)に係る仕様等の証明書発行について~

平成26年5月 日本ブラインド工業会

~はじめに~

生産性向上設備投資促進税制の対象設備の要件とされている「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、

- ① 最新モデルである事
- ② 生産性向上(年平均1%以上向上)している事

を満たす設備であり、かつ最低取得価額などの税法上の要件を満たした設備を購入した場合、 生産性向上設備投資促進税制 の適用を受けることができます。

税制の支援措置は、

①平成26年度~27年度 : 即時償却と税率控除3%からの選択制

②平成28年度 : 特別償却(25%)と税率控除2%からの選択制

となっております。

『日本ブラインド工業会』では、生産性向上設備投資促進税制に記載の通り、『先端設備(A類型)』における【設備の種類】の「建物附属設備」、【用途又は細目】として「アーケード又は日よけ設備(ブラインドに限る)」について

①「最新モデル」に該当するか ②「生産性向上」に該当するかの 要件を確認した場合、その旨の「証明書」を発行することとしております。

生産性向上設備投資促進税制の適用を受けようとする法人または事業主(以下設備ユーザー)はご活用願います。

設備ユーザーは、設置(予定)製品が上記の要件を満たすものであるかどうかを、ブラインドの 購入先(設計事務所・建設会社・販売店など)へお尋ね下さい。

尚、生産性向上設備投資促進税制についての詳しい情報は、経済産業省のホームページをご 覧ください。

1. 生産性向上設備投資促進税制(平成26年1月20日施行)の概要について

◆産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備(A類型)に設備種類:「建物附属設備」、用途又は細目:「日よけ設備(ブラインドに限る)」が対象となりました。

ブラインドの定義:「スラット(羽)の角度調整による調光機能を備えた縦型・横型のブラインド」 ※日本ブラインド工業会による

1)対象設備(要件)は以下の通りです。

①最新モデルであること。(14年以内に販売開始されたもので、最も新しいモデル)

年	年	月日		14年以内に発売された 最新モデルが対象
H11年	H11年1月1日	~	12月31日	
H12年	H12年1月1日	~	12月31日	
H13年	H13年1月1日	~	12月31日	
H14年	H14年1月1日	~	12月31日	
H15年	H15年1月1日	~	12月31日	
H16年	H16年1月1日	~	12月31日	
H17年	H17年1月1日	~	12月31日	
H18年	H18年1月1日	~	12月31日	
H19年	H19年1月1日	~	12月31日	
H20年	H20年1月1日	~	12月31日	
H21年	H21年1月1日	~	12月31日	
H22年	H22年1月1日	~	12月31日	
H23年	H23年1月1日	~	12月31日	
H24年	H24年1月1日	~	12月31日	
H25年	H25年1月1日	~	12月31日	
H26年	H26年1月1日	~	12月31日	
H27年	H27年1月1日	~	12月31日	
H28年	H28年1月1日	~	12月31日	
H29年	H29年1月1日	~	3月31日	*

②旧モデル(最新モデルの一世代前モデル)と比較し「生産性※」が年平均1%以上向上しているものであること。

※生産性の指標としては、省電力(待機電力)・熱貫流抵抗・日射反射率 等とする。

(例)

17 37												
			旧モデル 新モデル					新旧比較(新モデル)-(旧モデ				
機能区分	製品区分		4.1 = -	1)	2		4.1 = -	3	4	新旧期間	生産性 向上	向上率 (%)
		型式	製品名	発売年	生産性	型式	製品名	発売年	生産 性	\$= 3-1	6= 2/4-1	6/5
省電力	横型 ブラインド	09ESS25- TACOS II	ローリーESS25 タコス II	2006	2.3W	H10ESS25 タコス2	H10ローリー ESS25タコス II	2009	0.5W	3	360	120

- ③設備ユーザーの最低取得価額が単品※60万円以上かつ合計120万円以上であること。
- (※単品とは製品1台ではなく対象製品の合計を指します)

2)税制対象製品の確認者(証明書発行団体)について

日本ブラインド工業会にて、税制対象製品の審査を行い証明書を発行します。

3)税制措置について

上記1) - ①②③の条件を満たし、税制対象の建物にブラインドを購入した場合、設備ユーザーは以下の税制措置を受ける事ができます。

- a: 平成26年1月20日~平成28年3月31日まで
 - ・即時償却と税額控除(3%)の選択制
- b:平成28年4月1日~平成29年3月31日まで
 - ·特別償却(25%)と税額控除(2%)の選択制

4)対象となる建物

【生産性向上設備投資促進税制内の記載内容】

・「生産等設備(事業の用に直接供される減価償却資産)のみが対象であり、本店、寄宿舎等の建物、 事務用器具備品、福利厚生施設等(いわゆるバックオフィス)は対象外」

(対象建物の例)



	建物用途	対象	備 考
	工場		生産設備(法人の営む事業の用に直接供
製造業の場合	支店•営業所	0	される減価償却資産で構成されるもの)が 対象。(付加価値の生成による収益の稼
	研究施設	×	得に直接関係無いものは対象外)

- ※<u>尚、対象の建物につきましては、設備ユーザー(生産性向上設備投資促進税制を受ける会社)が</u> 所轄の税務署に判断を仰いで下さい。
- ※日本ブラインド工業会は、使用する製品が対象となるかどうかの判断のみ行います。

5)証明書発行手数料

日本ブラインド工業会会員メーカーの設備(ブラインド)を購入する場合、証明書発行費用は無料となります。会員以外から購入する場合は、そのメーカーにお問い合わせ下さい。

【日本ブラインド工業会会員】

立川ブラインド工業株式会社 / 東京ブラインド工業株式会社 トーソー株式会社 / 株式会社ニチベイ

【工業会非会員のメーカー様】 6ページをご参照ください。

2. 証明書発行フロー

A. 日本ブラインド工業会会員メーカーからの申請の場合

- 1)申請事業者(設備ユーザー) → 設計事務所・建設会社(販売店)等
 - ・申請事業者(設備ユーザー)は、直接契約関係にある設計事務所・建設会社(販売店)等へ証明書の発行を依頼願います。
 - ・その際、証明書発行依頼書の「申請事業者(設備ユーザー)記入欄」に記入いただきます。

【提出書類】 証明書発行依頼書

- 2) 設計事務所・建設会社(販売店)等 → メーカー(担当支店・営業所)
 - ・設計事務所・建設会社(販売店)等は依頼書に必要事項が記入されていることを確認してメーカー (担当支店・営業所)に証明書発行を依頼します。
 - ・メーカーは依頼書のメーカー記入欄に必要事項を記入します。

【提出書類】 証明書発行依頼書

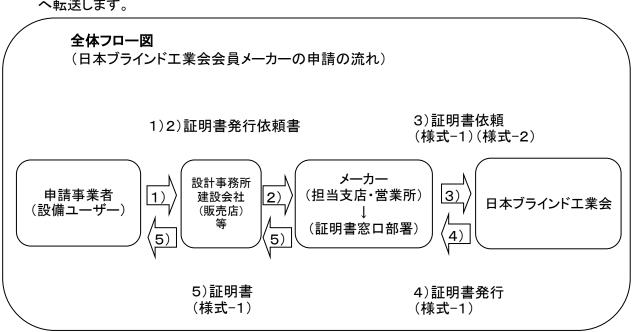
- 3)メーカー(証明書窓口部署) → 日本ブラインド工業会
 - ・メーカー(証明書窓口部署)は、様式1・2に必要事項を記入して日本ブラインド工業会に証明書発行を依頼をします。

【提出書類】証明書(様式一1) チェックリスト(様式一2)

- 4) 日本ブラインド工業会 → メーカー(証明書窓口部署)
 - ・工業会は様式1・2に記載漏れ、間違いがないことを確認した後対象製品を審査。 対象製品と判断した場合、証明書に捺印後メーカーへ証明書を交付する。



- ・日本ブラインド工業会保管:証明書コピー・チェックリスト(様式-2)
- 5)メーカー(担当支店・営業所) → 設計事務所・建設会社(販売店)等 → (設備ユーザー)
 ・メーカー(担当支店・営業所)は、証明書を設計事務所・建設会社(販売店)等を通して設備ユーザー
 へ転送します。



B. 日本ブラインド工業会非会員メーカーからの申請の場合

- 1)申請事業者(設備ユーザー) → 設計事務所・建設会社(販売店)等
 - ・申請事業者(設備ユーザー)は、直接契約関係にある設計事務所・建設会社(販売店)等へ証明書 の発行を依頼願います。
 - ・その際、証明書発行依頼書の「申請事業者(設備ユーザー)記入欄」に記入いただきます。

【提出書類】 証明書発行依頼書

- 2) 設計事務所・建設会社(販売店)等 → メーカー
 - ・設計事務所・建設会社(販売店)等は依頼書に必要事項が記入されていることを確認してメーカー (担当支店・営業所)に証明書発行を依頼します。
 - ・メーカーは依頼書のメーカー記入欄に必要事項を記入します。

【提出書類】 証明書発行依頼書

- 3)メーカー → 日本ブラインド工業会
 - ・メーカーは様式1、様式2に必要事項を記入して日本ブラインド工業会に証明書発行を依頼します。

【提出書類】証明書(様式一1) チェックリスト(様式一2)

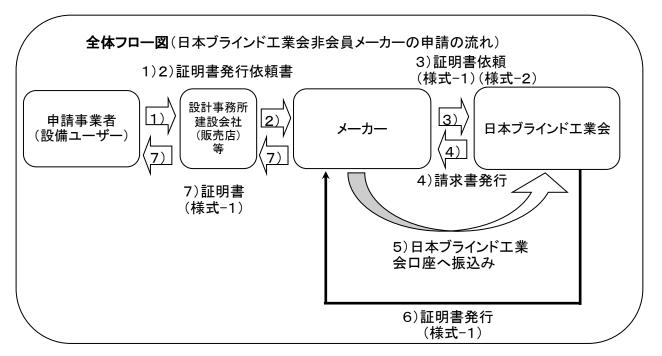
- 4) 日本ブラインド工業会 → メーカー
 - ・工業会は、依頼書・様式-1・2に基づき、メーカーに請求書を発行します。

【書類】請求書

- 5)メーカー → 日本ブラインド工業会
 - ・請求書に基づき日本ブラインド工業会へ証明書発行料(審査費用)を振り込み願います。(恐れ入りますが振り込み手数料は、メーカーにてご負担願います。)
 - (※証明書発行料(審査費用)については、メーカーにお問い合わせ願います。 日本ブラインド工業会は、メーカーへ請求させて頂きます)
- 6) 日本ブラインド工業会 → メーカー
 - ・振込みが確認されましたら、審査の上対象製品と認められた場合、証明書を発行します。 (※審査をした後、製品が対象外の場合、手数料は返却されませんのでご注意下さい)

【交付書類】証明書(様式一1)※捺印済

- 7)メーカー → 設計事務所・建設会社(販売店)等 → (設備ユーザー)
 - ・メーカーは、証明書を設計事務所・建設会社(販売店)等を通して設備ユーザーへ転送します。



工業会非会員のメーカー皆様へ

日本ブラインド工業会

1. 証明書発行審査手数料について

①日本証明書を発行するに当たり、対象製品に該当するかどうかの審査手数料がかかります。 金額につきましては、以下の通りとなります。

No.	新規製品審査	対象製品審査済	証明書発行	金額(円)税込み
1	•	_	•	20,000
2	_	•	•	5,000

- ②証明書発行の費用につきましては、日本ブラインド工業会から、メーカー様へ請求となります。 証明書発行依頼書に基づき、請求書を発行させて頂きます。
- ③費用は、日本ブラインド工業会に振込み願います。 (振込み口座につきましては、別途お問い合わせ願います。)

2. 証明書発行審査に伴う提出資料について

審査にあたり、下記内容が分かる資料の提出をお願いいたします。

- ①新モデル製品と1世代前製品の発売年が分かる資料。 (例)発売年が分かるカタログ・社内資料・その他証明できる資料
- ②下記いずれかの、新モデル製品と1世代前の製品データ
 - ·熱貫流抵抗値(m*K/W)···· ※1
 - •日射反射率(%) · · · · · · · ※2
 - ·待機雷力(W) ····· ※3
 - ·消費電力(W)
 - •その他
 - ※1 熱貫流抵抗(㎡・K/W):建材試験センター等でJIS A4710にてブラインド部 分の熱貫流抵抗を実測した数値又はそれに準ずるもの。
 - ※2 日射反射率(%):分光光度計による測定値。測定方法は、JIS R3106「板 ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法」に準拠。
 - l※3 電動部などの仕様が分かる資料。

証明書発行依頼書

■ 生産性向上設備投資促進税制に基づく建築附属設備ブラインドの証明書発行を依頼します。

						平	成 年	月	日						
			申請事	業者(ユーザー)記入欄											
申請事業者	(ユー	ザー)名													
記	入者	•	氏名:	所属:			TEL:								
設備(の名称	ົ													
設 備	型 :	式													
納入	数	量													
納入	年	月	平成 4	年 月(予定を記入	すること)									
設置場	所名	称	(事業所名)												
設 置	場	<u></u> 所	(所在地)												
						平	成 年	月	日						
			製造	業者(メーカー)記入欄											
製造事業者	(メー:	カー)名													
1 ±∠															
記入者		氏 名													
所在地(営業所)							TEL:								
対象	東 品	l													
			•	製品内訳											
機能区分	機能区分製品区分			型式 製品名 - 柄品名 数量				F平均向 上率:% 備考							
								<u> </u>							

「見本」

		日本ブラ	ライント	ド工業会指定用紙	
整	理	番	号		
① 下	記②③以外の)場合 🗆			
② 当	話設備が一件	で前モデルの	カソフト	ウエア組込型機械装置である場合	П

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

③ 当該設備がソフトウエアである場合 □

設備の種類							建築附属設備											
設備の用途又は細目							ブラインド											
当	設	備の	つ 名	称														
該	設	備	型	式														
設備	納	入	数	量														
7開 の	納	入	年	月		平 成		年	月	(予)	定を	記入	ナるこ	と)				
概	設	置	場	所		(事業所/	艺)											
要	HX.	<u> </u>	·///s	121		(所 在 均	也)											
該		当該	設備7	がソフ	フト	するか ウエア組込 る。)であ ^え							は製	1.	該当	2	. 3	非該当
該当要件	_	当該限る。	- 設備7	がソフ ある [‡]	フト 場合	するか ウエア(中 、または比								1.	該当	2	. 5	非該当
						先端設備	備の当	 否						1.	該当	2	. =	非該当
確詞		亥当要 年		満たし	して	 事項につい いることを	i	平成	と備は、 年 (者等 <i>0</i>	月	J	おり	であ	ること	を証明	明します	0	
	電話:							製造業	€者等 0)所在	E地_							
	会長					印		代表者 <u>担当者</u> 担当者		七(電	話	季号)						
(注) 本証	明書は、	、生産	性向.	上設	備投資促進	锐制 (□	中小企業者	等にお	いてに	は中月	企業	投資促	進税制	訓の上刻	乗せ措置を	含	む) の対

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

(http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

「見本」

- ①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用
- ②当該設備が一代前モデルのソフトウエア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。) である場合 ⇒ チェックリスト②を使用
- ③当該設備がソフトウエア(中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。)である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】

該 下記の(ア)又は(イ)のいずれかに 1. 該当 2.	非該当
該当。 (ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。 (イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。	
要 性]
	非該当

- (※1) 一定期間は、機械装置:10年、工具:4年、器具備品:6年並びに建物及び建物附属設備:14年とする。
- (※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等(情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。)が取得又は製作をするもののみが対象となる。